

参考資料  
(事前送付分)

支給認定，確認等の事務手続きについて

## 子ども・子育て支援新制度 スケジュールイメージ(支給認定及び認可・確認)

※平成27年度新制度施行を想定したイメージであり、今後の国の動向等により、時期や内容が異なる場合があります。

項目								平成27年度
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
国の主な動き			<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税, 新制度施行の判断</li> <li>※年末までが目安</li> <li>予算案の国会審議</li> <li>※年度内が目安</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>新制度施行(予定)</li> </ul>
市条例・規則等	9月議会			12月議会			3月議会	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>広報あかるいまち10月号 新制度特集</li> <li>支援法施行細則</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>H27予算審議</li> <li>※新制度関連予算</li> <li>支援法施行細則改正</li> <li>※保育料 他</li> <li>市立保育所条例 他 改正</li> <li>※保育料 他</li> </ul>	
支給認定	← 施設説明		<ul style="list-style-type: none"> <li>支給認定手続</li> <li>施設を通じた支給認定手続</li> <li>※施設を通じた申請は11月末頃を目処に書類提出</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>4月1日付け 支給認定</li> <li>※支給認定証 交付</li> </ul>
認可・確認	← 施設説明		<ul style="list-style-type: none"> <li>認可手続→児童福祉審議会</li> <li>確認(みなし確認)手続→子育て支援会議</li> <li>※みなし確認については12月末頃を目処に書類提出</li> <li>※児童数, 職員数関連については確定次第提出</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>4月1日付け 認可</li> <li>4月1日付け 確認</li> </ul>

高知市子ども・子育て支援法施行条例をここに公布する。

平成26年10月1日

高知市長 岡崎 誠也

## 高知市条例第76号

高知市子ども・子育て支援法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(就労時間に係る要件)

第2条 府令第1条第1号に規定する市町村が定める時間は、48時間とする。

(利用者負担額等)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する市町村が定める額並びに法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料を科する。

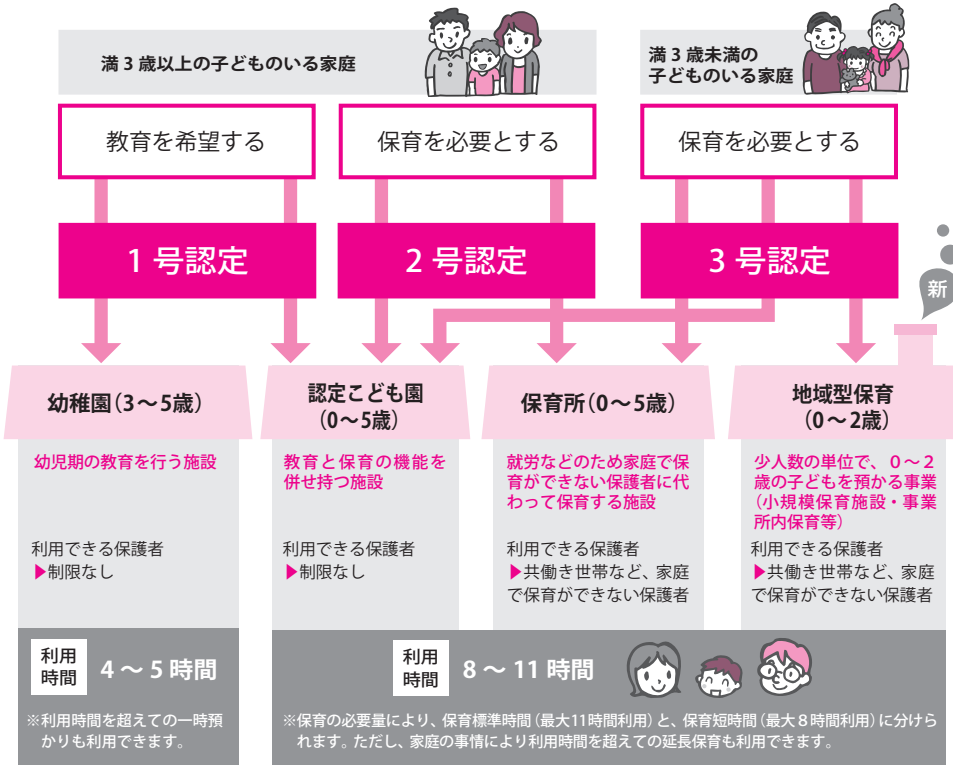
- (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。  
(高知市保育の実施に関する条例の廃止)
- 2 高知市保育の実施に関する条例（昭和62年条例第8号）は、廃止する。  
(就労時間に係る要件に関する特例)
- 3 この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第2条の規定の適用については、同条中「48時間」とあるのは、「市長が認める時間」とする。

新制度での支給認定のイメージ



新

もっと知りたい

子ども・子育て支援新制度 Q & A

Q 現在施設を利用している場合、何がかわるの？

特に変わることはありません。ただし、利用のための認定を受ける必要があります。手続きの方法は、制度の内容と合わせて、10月以降に各施設を通じてお知らせします。

Q 利用料はどうなるの？

利用料は、これまでの保育所の利用料と同様、保護者の所得に応じた金額になります。国が新年度予算で定める金額を上限とし、現行の保育所の利用料を基に、今年度末に市が決定します。なお、新制度に移行しない幼稚園はそれぞれの園で利用料を決定しますので、各園にお問い合わせください。

Q 保育所と認定子ども園の利用方法は？

保育所は、市の入所決定後、市に保育料を納付します。  
新制度の認定子ども園は、市の入所選考後、利用者が入所承諾施設の設置者と直接契約し、設置者に利用料を納付します。

施設一覧は保育幼稚園課のホームページに掲載しています。  
そのほか、「子ども・子育て支援新制度」の詳細については、内閣府のホームページをご覧ください。

この記事についての問い合わせは  
保育幼稚園課 ☎823-4012へ



子ども・子育て

支援新制度



子どもたちがのびのびと健やかに成長し、全ての家庭の皆さんが安心して子育てができるよう、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が全国でスタートします。

子ども・子育て支援新制度とは

近年の日本は、都市化や核家族化、少子化、地域のつながりの希薄化などが進み、大きく変わりつつある社会情勢の中で、子育て家庭の皆さんが抱える悩みは多岐にわたります。

そんな子ども・子育てをめぐるさまざまな課題に対応するために平成24年8月、「子ども・子育て支援法」が可決・成立しました。この法律と、関連する法律に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために、平成27年4月から始まる制度が「子ども・子育て支援新制度」です。

この制度を実施するための財源には、消費税増税に伴う増収分の一部が充てられることになっており、子どもたちの未来のために活用されます。また、幼稚園や保育所などの教育・保育関係施設に対しては、運営面での安定化を図るために、新たに「施設型給付」「地域型保育給付」が創設されます。

高知市の子育て施策

高知市では、ことし4月に「子ども未来部」を新設しました。  
ことし未来部では、総合計画の「子どもを生き育てやすい環境づくり」を

進めていくため、これまで健康福祉部と教育委員会で行っていた子ども・子育てに関する施策を一元化しました。

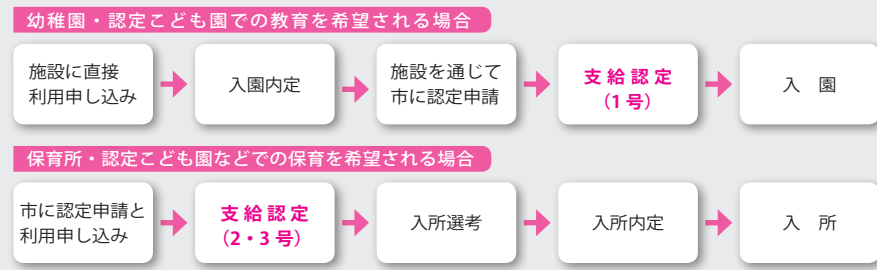
また、ことしからは市の独自事業として「第2子保育料無料化」「小学校就学前児童の医療費全額助成の拡充(10月開始)」を行うなど、子育て支援のさらなる充実に取り組んでいます。  
そのほかにも、新制度における子ども・子育て支援施策を計画的に行うために、来年4月から5年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画(仮称)」の検討も行っています。

施設利用には支給認定が必要です

新制度の導入に伴って、幼稚園や保育所等の施設の利用方法が大きく変わることはありません。ただし、それぞれの家庭の実情に合ったサービスを提供していくために、3つの区分(1~3号)による支給認定を受けていただくこととなります。

認定の区分は、子どもの年齢や家庭状況によって異なり、その区分に応じて、利用できる施設などが変わります(3ページ上図参照)。  
現在施設を利用されている方は、10月以降に在園の施設を通じて申請書をお送りしますので、提出をお願いします。また、来年度から入園を希望される方は、入園の申し込みの際に申請をお願いします。

施設の利用の流れ(新規利用の場合)



※保育を必要とする事由に該当しない場合は、1号認定となり、保育所の利用はできません。

